

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和44年から、途中保険料の納付を免除された期間を除き、厚生年金保険に加入するまで夫婦二人分の保険料を合わせて納付していた。申立期間当時、生活環境に変化は無く、申立期間前後の保険料も納付されているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料の納付を開始したとする昭和44年4月以降、平成4年1月に厚生年金保険に加入するまでの期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ3か月と短期間である。

また、オンライン記録から、申立期間前後の保険料は遅滞なく納付されたものとみられる上、申立人は、当時、転居等特段の生活環境の変化は無かったとしており、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1500

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月

私は、市役所で「空き期間があると将来年金がもらえないから納めた方がいい。」と言われて国民年金保険料を納めた記憶があり、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 8 月 11 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、転入した市の市役所で転入手続と併せて国民年金の加入手続をしたと述べているところ、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿は同年同月 17 日に作成されており、厚生年金保険被保険者資格を喪失後速やかに加入手続が行なわれたことがうかがえることから、国民年金被保険者資格の取得日が、その翌月とされていることは不自然である。

また、申立人の申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われている上、保険料の未納も無く、申立期間は 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月21日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、A事業所の給与明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の元同僚の証言及び申立人が所持する給与明細書から判断すると、申立人は、平成19年9月30日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の回答は得られなかったが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、事業主は、申立人に係る資格喪失日を平成19年8月21日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年10月1日、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格喪失日を訂正する届出が2年以上経過後にA事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない旨の回答を得た。  
平成4年1月の1か月間を、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年10月1日、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の加入記録及びA事業所からの回答により、申立人は、昭和55年10月1日から平成4年1月31日まで、当該事業所に継続して勤務し、

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年12月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った資格喪失届をしたと回答しており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 18 日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所において支給された申立期間の賞与に係る標準賞与額の記録が賞与支給額に比べて大幅に低いことが分かった。申立期間について、実際の賞与支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間において、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人に係る標準報酬月額の記録を、申立期間①は28万円、申立期間②は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から11年8月1日まで  
② 平成13年10月1日から16年11月16日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における申立期間①及び②の標準報酬月額は、給与明細書の厚生年金保険料額から確認できる標準報酬月額及び給与振込額と比較して低いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与総支給額並びに預金通帳の給与振込額において推認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細書



及びA事業所が提出した賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与総支給額から、30万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と国で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を69万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、平成17年6月賞与の記録が56万7,000円となっていた。給料等支給明細書で控除されている保険料のもとになっている賞与額は69万9,000円であることが確認できるので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所に係る給料等支給明細書により、申立人は、申立期間において、69万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 2017

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年8月13日、同年12月29日及び20年8月12日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月13日  
② 平成19年12月29日  
③ 平成20年8月12日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る賞与の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA事業所から提出された源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①から③までについて、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間①から③までにおける申立人に係る標準賞与額については、賞与明細書から確認できる賞与支給額から、平成19年8月13日、同年12月29日及び20年8月12日は25万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から③までに係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年8月13日、同年12月29日及び20年8月12日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③及び④について、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における平成17年6月20日及び18年6月20日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ平成17年6月24日、18年6月22日に訂正し、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間③及び④に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤について、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間⑤に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日

- ② 平成 16 年 6 月 18 日
- ③ 平成 17 年 6 月 24 日
- ④ 平成 18 年 6 月 22 日
- ⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び⑤に係る賞与の記録については記録が無く、申立期間②から④までに係る賞与の記録については、過少に記録されているとの回答を得た。

申立期間①から⑤までに係る賞与明細書及び役員賞与支給明細書があり、申立期間に係る賞与の支給額と厚生年金保険料の控除が確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、役員賞与支給明細書により、申立人は、60 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 15 年 7 月 1 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑤までについて、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間②について、賞与明細書及び役員賞与支給明細書により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、賞与明細書及び役員賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対し、申立期間②に係る賞与額を誤って届出していることを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間③について、賞与明細書（平成 17 年 6 月 20 日支給）及び役員賞与支給明細書（平成 17 年 6 月 24 日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④について、賞与明細書（平成 18 年 6 月 20 日支給）及び役員賞与支給明細書（平成 18 年 6 月 22 日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の A 事業所における平成 17 年 6 月 20 日及び 18 年 6 月 20 日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ平成 17 年 6 月 24 日、18 年 6 月 22 日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額については、賞与明細書及び役員賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対し申立期間③及び④に係る賞与額を誤って届出していることを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間⑤について、役員賞与支給明細書により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準賞与額については、役員賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間⑤に係る賞与支払届を提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 19 年 6 月 25 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 2019

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 6 月 16 日まで

A事業所における標準報酬月額は、給与明細書で確認できる総支給額及び厚生年金保険料額と比較して低いことが分かったので、給与明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認及び前後の給与明細書から推認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録から確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 静岡厚生年金 事案 2020

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間についてA事業所B支社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA事業所（A事業所B支社が名称変更）の社員名簿及び回答から判断すると、申立人は、平成7年3月31日まで申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成7年4月1日にA事業所B支社からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B支社における平成7年2月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月21日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得た。グループ会社内での異動であり、申立期間も厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B事業所から提出された従業員台帳及びC事業所の回答から判断すると、申立人はB事業所のグループ会社に継続して勤務し（A事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上述の従業員台帳によれば、申立人のC事業所への異動日は昭和50年2月21日となっているところ、オンライン記録によれば、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年3月1日であることが確認できる上、C事業所が提出した同社の社内文書によれば、異動先であるC事業所における資格取得日を同年3月1日とし、同日付けでA事業所に係る資格喪失届の提出を要する旨の記述が確認できることから、申立人のA事業所における資格喪失日は同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における昭和50年1月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上述のとおり、申立人のC事業所への異動日は昭和50年2月21日となっているところ、社内文書において、異動先であるC事業所における資格取得日を同年3月1日とし、同日付けでA事業所に係る資格喪失届の提出を要する旨の記述が確認でき、異動日である昭和50年2月21日は社会保険事務所知り得ない日付であることから、事業主が同日をA事業所の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 2022

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所に在籍したまま、系列会社であるB事業所に出向しており、厚生年金保険被保険者記録の欠落が生じるはずはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び申立人と同時期にA事業所からB事業所に出向したと記憶する同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和50年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年5月の

厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年5月まで

私は、平成3年8月に会社を退職すると、国民年金の振込票がすぐに郵送されてきたので、貯金を取り崩して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職するとすぐに国民年金の振込票が届き、これを用いて郵便局で国民年金保険料を納付したと述べているが、申立期間当時、郵便局は申立人の居住する市の指定する金融機関ではなかったことが確認でき、申立人の述べる方法で保険料を納付することはできなかったことから、申立人の主張は当時の状況と一致しない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者の状況から、平成7年6月頃に払い出されたものと推測でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続を行い、申立期間について遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、申立人は、加入手続を行うまで国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記加入手続の時点で、申立期間の保険料は既に時効のため、遡って納付することもできない。

加えて、市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オ

ンライン記録との齟齬<sup>そご</sup>は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 静岡国民年金 事案 1502

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年12月まで

私の申立期間に係る保険料は、母親が町内会のような組織を通じて納付していたはずである。私は、通知書が自宅に届いたことを契機に、未納の国民年金保険料を遡って納付した。その際、社会保険事務所（当時）の職員に未納は無くなったことも確認したことから、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親も既に他界していることから、当時の状況は不明である。

また、申立人は、未納保険料を遡って納付した際、社会保険事務所の職員に保険料の未納が無くなったことを確認したと述べているところ、申立人の所持する年金手帳記載の被保険者資格取得日は昭和43年1月19日とされているが、これは申立人が当初35年10月に取得した資格を37年6月に喪失した後の厚生年金保険被保険者期間（昭和37年6月1日取得、42年1月9日喪失）と連続しておらず、オンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）で申立期間が国民年金に未加入とされていることとも合致することから、国民年金加入期間については「未納が無い」とされたものと考えられ、特に不自然とも言えない。

さらに、申立人は未納期間の保険料を遡って納付したのは一度だけであると述べているところ、申立人から提出された遡及納付があったことを示す「国民年金保険料現金領収証書」に記載された納付金額及び納付期間の内訳にも、申立期間に係る保険料は含まれていない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 58 年 12 月までの期間、59 年 6 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月から 58 年 12 月まで  
② 昭和 59 年 6 月  
③ 昭和 59 年 12 月

私は、退職の都度、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、金融機関で保険料を納付したはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職の都度、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、これらの保険料を納付したと述べているが、申立人が 20 歳に到達したのは申立期間①の途中であり、制度上、20 歳到達前の期間は国民年金に加入することはできないことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられるところ、同記号番号が払い出されたことはいかがえないほか、申立人が所持する年金手帳にも、申立人が、申立期間に係る被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、これらのことは申立期間が未加入とされていることとも矛盾しない。

さらに、申立人の居住する市の記録によれば、申立期間はいずれも国民健康保険に加入していなかったことが確認できることから、申立人が主張するように、加入手続が行われたとは推認し難い。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも、申立期間に係る保険料が納付されたことはいかがえず、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の

保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 21 日から同年 6 月 21 日まで  
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は試用期間であったが、A事業所Bセンターで勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所Bセンター長の証言から、入社日を特定することはできないものの、申立人はA事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日より前からA事業所Bセンターで勤務していたことはうかがえる。

しかし、雇用保険及びA事業所が加入していたC厚生年金基金の記録によれば、申立人は昭和 56 年 6 月 21 日にA事業所において被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致することが確認できる。

また、D事業所（A事業所が名称変更）は、「A事業所Bセンターが地元で採用した従業員は、入社後、短期間で辞める者が多かったため、試用期間を設け、この期間は社会保険に加入させていなかった。社会保険に加入していない従業員から保険料を控除することはなかった。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する複数の元同僚は、「A事業所に入社した日は、厚生年金保険の資格取得日より前である。」と回答しており、申立期間当時、A事業所Bセンターにおいては、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が必ずしも一致していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 2024

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで  
ねんきん定期便によれば、A事業所における申立期間の標準報酬月額が、実際には 50 万円の報酬額だったところ 9 万 8,000 円に変更されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 8 年 7 月から同年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から 10 年 6 月までは 59 万円と記録されていたところ、同年 6 月 30 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

しかし、A事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「事務員と会計士が経理事務を仕切っており、滞納保険料の処理等に関して自分は知らない。」と主張しているが、当時の事務担当者は、「自分が経理事務を行っていたが、責任者としての権限は申立人にあった。」と証言しており、A事業所に係る滞納処分票の記録によれば、当該事業所は、当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、平成 9 年 10 月に申立人と社会保険事務所（当時）との間で滞納保険料の解消について協議が行われ、その後、申立人が当該滞納保険料の返済処理に当たっていることから、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで

ねんきん定期便で確認できる厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、A事業所において自分が得ていたと記憶している報酬と比較して極端に低くなっているため、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていた報酬に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成7年4月6日付けで、遡って8万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかし、A事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「給与や社会保険に係る事務は、自分が窓口になって、社会保険労務士に委任していた。」と述べている上、A事業所の職員は、「申立期間当時、A事業所では社会保険料の滞納があり、申立人は、元夫（別事業所の代表取締役）と一緒に社会保険事務所（当時）の職員との対応に当たっていた。」と証言していることから、申立人は、代表取締役として、当該遡及訂正処理に係る事業所の意思決定に責任を有していたと考えるのが自然であり、会社からの届出がされていないにもかかわらず、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月15日から26年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間もA事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中にA事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の氏名を記憶していることから、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和26年3月1日にA事業所の厚生年金保険被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立人が同時期にA事業所に入社したと記憶する同僚も、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立期間当時、A事業所の社会保険事務を担当していたとする者は、「正社員であっても、ある程度仕事を任せられるようになってから厚生年金保険に加入させていた。厚生年金保険に加入していない従業員から保険料を控除することはなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 静岡厚生年金 事案 2027

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月5日から36年9月29日まで  
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているほか、厚生年金保険脱退手当金支給報告書及び脱退手当金支給者名簿には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月4日から24年2月17日まで  
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和24年4月1日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、昭和40年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 7 月 30 日から 39 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 11 月 10 日まで  
④ 昭和 40 年 1 月 9 日から同年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
⑥ 昭和 40 年 12 月 22 日から 41 年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないとの回答を得た。

昭和 37 年 10 月から途中退職することなく、継続して勤務していたので申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA事業所に昭和 37 年 10 月 1 日から勤務していたと主張しているが、申立人が同僚として名前を挙げた者は、申立人のA事業所における勤務期間を記憶しておらず、申立人が勤務を開始した時期について特定することはできなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 38 年 6 月 1 日にA事業所の厚生年金保険被保険者として、被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、A事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、「A事業所で厚生年金保険に加入する前から勤務していた。」と証言しており、A事業所では必ずしも採用後すぐに厚生年金保険に加

入させていなかったことがうかがわれる。

申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、複数の同僚の証言から当該期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、B事業所（A事業所が組織変更）は、健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書6葉及び同資格喪失確認通知書6葉を保管しており、B事業所の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険の保険料控除について、届書どおりの控除をしていたと考える。」と回答している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は厚生年金保険の被保険者整理番号\*番、\*番、\*番、\*番、\*番及び\*番で厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者記録は申立人のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚も、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失を短期間に繰り返していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 2030

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月1日から32年1月24日まで  
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年12月9日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、39年8月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 2031

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで  
年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B県にあったA事業所に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録では、申立人が記憶する所在地にA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

また、B県において、A事業所と類似する名称で、厚生年金保険の適用事業所となっている事業所の被保険者記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人がA事業所の事業主及び同僚だったとする者は、オンライン記録から特定することができず、同事業所における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。